

各地方運輸局鉄道部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

鉄道局総務課危機管理室長

新型コロナウイルス感染症対策における鉄道の運行の考え方について

令和2年5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の延長が決定され、今後持続的な対策が必要になると見込まれる中、今般、新型コロナウイルス感染症対策における鉄道の運行の考え方について整理しましたので、貴管内の鉄軌道事業者へ周知していただくよう、お願いいたします。

記

1. 鉄道は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2年5月4日最終変更）に示されたとおり、緊急事態宣言下においても国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者として事業の継続が求められる事業者とされている（三．（3）4）①）。
2. 同対処方針を踏まえ、鉄道の運行に当たっては、引き続き以下の観点への配慮が必要。
 - ・夜間時間帯を含め、職場の出退勤等やむを得ず外出する方々（とりわけ、コロナ対策を担う医療関係者等）の移動ニーズに応えること。
 - ・利用者の感染予防のため、「三つの密」が生じることのないよう、車内・駅構内等の混雑を生じないこと。
3. 一方で、先般、多数の駅職員が濃厚接触者と認定された事案が発生するなど鉄道職員の感染事例が増えていること等に鑑みれば、上記1.の業務継続の観点から従業員の感染リスクを減らすための対策等も重要である。このため、顕著な利用者の減少により混雑を生じない等の社会的影響等を考慮した上で、各鉄軌道事業者の判断により減便・運休を行うことはあり得るものと考えている。ただし、都市内輸送を担う鉄道における終電繰上げについては、特に慎重な判断が必要。
4. また、不要不急の移動自粛等により需要が大幅に減少していること等に鑑みれば、鉄軌道事業者の負担を軽減し事業の持続可能性を維持する対策等も重要である。このため、顕著な利用者の減少や利用者のニーズの実態等を考慮した上で、各鉄軌道事業者の判断により減便・運休を行うことはあり得るものと考えている。ただし、利用者の生活の足を確保する観点から、仮に大幅な減便・運休により利用者の利便性に多大な支障が生じる場合には、代替輸送手段の確保を含めた検討が必要。
5. なお、当然のことながら、引き続き、従業員に対してマスクの着用や手洗いなどを徹底することや、職場において「三つの密」が同時に重なる場を避ける等、感染症対策の取組も徹底していただく必要がある。

(参考)

国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部における大臣発言（抄）

（令和2年5月4日）

（公共交通や物流の機能維持）

- 公共交通や物流は、我が国の国民生活や経済活動等を支える重要なインフラであり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態においても必要な機能を維持することが求められています。その一方で、移動自粛により、公共交通の需要が大幅に減少しており、また、事業者における職員の感染事例も増えるなど、事業の経営環境は厳しい状況にあると認識しています。

- 新型コロナウイルス感染症については今後持続的な対策が必要になると見込まれる中、公共交通・物流分野の事業者が継続的にその責務を果たせるよう、事業継続のための体制や計画について、継続的にフォローしてください。また、その前提として、現場の運転従事者等の感染防止が何より重要であることから、マスクの着用、うがい・手洗い及び検温の励行、防護措置の徹底、休みやすい環境の整備などについて、対策の一層の徹底を図ってください。更に、運転従事者を守る防護フィルム等の設置や、運転席周辺の座席の使用禁止措置等についても導入を促してください。また、鉄道やバスの事業者が減便・運休を行う場合についても、社会的機能の維持、混雑の回避、職員の感染リスク低減の必要性等を総合的に勘案し、関係各局において、適切に判断してください。